

環境技術実証モデル事業検討会
閉鎖性海域における水環境改善技術ワーキンググループ会合（第 4 回）
議事概要

1. 日時：平成 19 年 1 月 29 日（月） 13：30～15：30
 2. 場所：経団連会館 9 階 906 号室
 3. 議題
 - （1）平成 18 年度第 3 回 WG 議事概要について
 - （2）閉鎖性海域における水環境改善技術実証試験要領（3 次案）について
 - （3）閉鎖性海域における水環境改善技術分野ワーキンググループからの提言
 - （4）実証機関選定の考え方について
 - （5）今後の検討スケジュールについて
 - （6）その他
 4. 出席検討員 西村修（副座長）、上嶋英機、木村武志、中嶋昌紀、松田治
欠席検討員 岡田光正（座長）、中村由行
 5. 配布資料
 - 資料 1 平成 18 年度第 3 回 WG 議事概要
 - 資料 2 実証試験要領（事務局 第 2 次案）に対する意見への回答方針
 - 資料 3 閉鎖性海域における水環境改善技術 実証試験要領（第 2 次案）等に対する指摘とその対応（第 3 次案）
 - 資料 4 閉鎖性海域における水環境改善技術実証試験要領（3 次案）
 - 資料 5 閉鎖性海域における水環境改善技術分野ワーキンググループからの提言
 - 資料 6 実証機関選定の考え方について（案）
 - 資料 7 申請書類について（案）
 - 資料 8 今後の検討スケジュールについて
- 参考資料
- 1 平成 18 年度環境技術実証モデル事業実施要領
 - 2 環境技術実証モデル事業 湖沼等水質浄化技術実証試験要領（第 2 版）
 - 3 環境技術実証モデル事業 閉鎖性海域における水環境改善技術実証試験（2 次案）

6. 議事

会議は公開で行われた。

開会の挨拶等

- ・ 事務局より、資料の確認が行われた。

【西村副座長】

- ・ 前回 WG では、宮城県、五洋建設からご意見を頂いたところである。ご意見募集で寄せられた意見も踏まえ、事務局で作成頂いた第 3 次案について、本日も議論をいただければと考えている。
- ・ 本日の会合で修正案とされたものについては、事務局で取りまとめ頂き、最終的には岡田座長の確認を得た上で確定して頂きたい。

(1) 平成 18 年度第 3 回 WG 議事概要について

- ・ 事務局より資料 1 を配布し、修正の必要があれば事務局に連絡することとされた。

(2) 閉鎖性海域における水環境改善技術実証試験要領（3 次案）について

- ・ 事務局より、資料 2 - 1、2 - 2、3、4 に基づき説明が行われた。

【西村副座長】

- ・ ご意見募集の結果として公表されるのは、資料 3 という理解でよい。

【事務局（浅見補佐）】

- ・ 資料 2 - 2 である。

【上嶋検討員】

- ・ 資料 5 における提言 1 ～ 3 については、検討会において確実に了承されなければ困る、というものであろう。ワーキンググループとして、提言すれば終わりなのか。どのくらいこの内容が了承されることが担保されているのか。提言という意味がよく分からないが、これらの内容が確実に実行される必要がある。
- ・ 実証試験実施場所の確保は、実際かなり問題である。場所の決定、技術の内容決定、利用の可否確認などを繰り返しすり合わせる必要があり、すぐには申請できない。こうしたやりとりをしっかりと経たうえで、対象技術の範囲を実証機関が明示しなければ、環境技術開発者としてはなかなか応募できない。
- ・ 地方自治体においても、経験豊富な担当者であれば良いが、難しい面もあろう。

【事務局（宗像）】

- ・ 提言については、親検討会へ岡田座長から提言することとなっている。実際には、環境省での調整を行ったうえで、できるだけ実効性のある取組みにしていきたいと考えている。
- ・ 場所の問題についてであるが、まず事前に実証機関が準備し、それを公表するというのがベースである。それに合う技術に限定して応募するという流れとしている。ただ、実際に運用能力があるのかという問題であるが、担当する実証機関の方にどのような経験があるのか、また技術実証委員会のメンバー候補としてどのような方を探しているのかを、実証機関の審査時に確認したいと考えている。

【松田検討員】

- ・ 提言１と２は、かなり強い要望であると思える。特に提言１については、「強く望まれる」となっている。だが、「理由」しか書かれていない。提言２もそうである。もう少し具体化した上で親検討会に提言してはどうか。

【事務局（宗像）】

- ・ 本事業については、平成１９年度までを予定しており、その後のことはよくわかっていない。その範囲内で対応可能なことをここで書いている。

【事務局（浅見補佐）】

- ・ 来年度で事業がひと区切りつくので、今が提言するチャンスであると考えている。提言１の複数年度の実証については、重要なので当室としてもぜひ親委員会で検討して頂きたいと考えている。提言２については、他省庁でどのようなシステムがあるのかを再度整理した上で記述を検討したい。他のご質問については、資料５に示されていることもあるので、資料５の説明をお願いしたい。

（３）閉鎖性海域における水環境改善技術分野ワーキンググループからの提言

- ・ 事務局より、資料５に基づき説明が行われた。

【上嶋検討員】

- ・ 誰がどのくらい費用を負担するのかというのがわかりにくい。メーカーや自治体には、既往の経験から「このくらいまでは、自分が出す必要があるだろう」という見込みがあるものだ。そうした世の中の相場感に反した費用負担を想定していないか。実際に幾らくらいの経費総額を見込んでいて、そのうち幾らの負担をメーカー側に求めるのか、試算が必要ではないか。

【事務局（宗像）】

- ・ 自治体が支払う費用については、基本的に国庫負担となっている。
- ・ 自治体側の支払い費目は決まっているが、これは総経費に対する一定割合の補助、という考え方ではない。測定項目や測定期間をどのように設定するかによって費用も変わると考えている。負担率を事前に決定するのは難しいように思う。

【事務局（浅見補佐）】

- ・ 第三者が客観的にデータを取得するというのが本事業の目的である。そのため、試験・測定のために要する費用を環境省が負担している。
- ・ メーカーにとってはもう少し負担をしてもらいたいとの意見もあるのかもしれないが、本事業は、客観的データの公表により、技術を世に知らしめることを目的としている。研究開発等については、本事業とは別に設けられている、競争的資金などの活用を促していきたい。

【西村副座長】

- ・ 試験要領の４ページで丁寧に記載をするということもあるだろうが、すでに完成されているシステムでもあるので、過度の負担を強いられないような範囲で、自治体等には説明を行っていただきたい。
- ・ 提言３については、現在の文案では、今回の実証事業の延長線上に、研究開発事業を設置するような意見にも見える。実証と研究開発とがつながっているように見えるのは、良くないことであろう。

【松田検討員】

- ・ 提言１および２は、事業をどのように改善していくかという点で理解できた。ただし、提言３については、事業の枠組みを超えた内容に思える。
- ・ 提言２の内容が、本事業終了後のあり方を含めるのであれば、他省庁との連携だけではなく、もう少し広げてよいのではないか。

【事務局（宗像）】

- ・ 事業終了後については、未確定のことが多く、あまり多くを書くことができない。国庫負担がどこまで可能かということについては、環境省内でも別途検討いただいているところである。いずれにしても、国庫負担額が大幅に増えることはないと思込まれており、現在の提言案は、その見込みに沿った整理となっている。

【事務局（浅見補佐）】

- ・ 環境技術実証モデル事業では、事業確立後は、手数料徴収体制に移行することとな

っており、そうした背景も踏まえた内容となっている。モニタリング費用を国費で負担するのは最初の２年間のみであり、それ以降は事業者が費用を負担する手数料負担体制となる見込みである。技術支援に対するご指摘とは、少し論点が異なってしまう。ただ、言わないことには何も始まらないので、ひとまず親検討会に提言しようとしているものである。ただし、提言３については、検討員の先生方のご意見を全て網羅しているようには思えないので、事務局で改めて検討をしたいと考える。

【木村検討員】

- ・ 実証においてある程度の成果を上げた環境技術開発者に対しては、その後の道が開けやすくなるように公共事業部への公表なども提言に含めるということか。

【事務局（宗像）】

- ・ 本日の配布資料がまず公表されることとなるが、これを元に親検討会において座長等から提言される内容が決定される。この提言がいつ実現されるのかについて、事務局から確かなことは言えない。
- ・ いずれにせよ、提言内容は平成 20 年度以降の事業のあり方についてのものなので、すぐに反映されることはないと考えられる。

【西村副座長】

- ・ 提言は行うが、現在のモデル事業期間内に実際に反映されることはない、ということか。
- ・ あくまで WG からの提言であろう。これを採択するかは親検討会次第であり、何らかの成果が保証されているわけではない、ということで理解した。
- ・ 提言 2 の 3 行目で「費用負担に見合った十分なメリットとは言えない」というのは、実際の実証試験を開始する前の意見としては書きすぎであろう。そうではない技術開発者もいるかもしれない。現段階では、「最大限メリットを引き出す努力が必要だ」といった表現でよいのではないか。

【上嶋検討員】

- ・ 事業のメリットを向上させることが重要である。実際にやってみると、予想できない課題・問題点も発生するかも知れない。
- ・ 平成 19 年度は試行的な期間と位置づけ、平成 20 年度はその反省を踏まえて改良していくという方向性を、実証試験要領に明確に示すことはできないか。
- ・ 環境技術実証モデル事業では制限があるのであれば、平成 20 年度はこのスキームにではなく、単独事業として進めていくということも考えられる。海域の水環境改善に向けた事業が継続するということが非常に重要なことである。少しずつでも改

善・対応していくことが求められる。

- ・ また、実証機関である地方自治体にとって負担になってしまうのは困る。取り組むことで地方自治体にもメリットが出るようにすべきであろう。

【事務局（浅見補佐）】

- ・ 資料 8 に来年度スケジュールを示している。ひとまず実証試験を行いつつ、並行して、実証試験要領を改訂する考えである。
- ・ ただし、本事業が平成 20 年度以降どのようなようになるのかが未確定なので、このスケジュール表では示しきれていない。
- ・ 他の分野の試験要領ではどうなっているか。

【事務局（宗像）】

- ・ 他分野では、一通り実証が済んだ段階で試験要領を見直している。特にどこかに明記されているわけではないが、実証試験と同時並行で試験要領を見直すことは、本事業の前提と考えられている。

【木村検討員】

- ・ 資料 4 の 4 ページ目では、実証機関の役割を整理している。「実証機関は報告書の作成を外部機関に委託できる」とあるが、環境省からの業務をさらに再委託できるということか。

【事務局（宗像）】

- ・ 契約において再委託という形式をとるのかはわからないが、実質上、業務の一部を他の機関に任せられることができるようになっている。
- ・ 試料採取、分析、報告書・計画書の素案作り、現地踏査なども、外部に任せられる「業務の一部」に含まれている。

【木村検討員】

- ・ 同じページの上部では「実施させることができる」となっているにもかかわらず、ここだけは「委託することができる」となっている。表現をあわせたほうがよいだろう。

【西村副座長】

- ・ 本日は、資料分量が多いので、本日の会合後にも適宜修正を行っていただくようお願いしたい。

(4) 実証機関選定の考え方について

- ・ 事務局より資料 6、7 に基づき説明が行われた。

【木村検討員】

- ・ 資料 7 の実証に要する費用の見込み (p10) における「外部委託費」というのは、地方自治体からさらに外部委託を行うことができるということで問題ないか。

【事務局 (浅見補佐)】

- ・ 水質モニタリングなどでは、分析試験など、自治体の試験研究機関だけではスケジュール上に間に合わないことも想定されることから、目安として、委託費の半分程度であれば、外部委託を認めている。

【松田検討員】

- ・ 実証機関を希望する自治体は、いつまでにこの書類を提出することになるのか。

【事務局 (浅見補佐)】

- ・ 実証試験要領が確定・公表されてから、という前提であるが、現在のところ、2 月 16 日から 3 月 2 日までの 2 週間を公募期間として考えている。

【上嶋検討員】

- ・ 経済産業省の事業では、「世に出せる技術」を念頭におき、対象技術の選定を行っている。募集技術の完成度によって、その後の普及状況も変わるだろう。本事業の場合、技術としては未熟であり、かつ問題があるものも応募があるだろう。その見極めが難しい。実証機関に対応できる専門技術者がいれば良いのかも知れないが、そうでない場合もあるだろう。

【事務局 (宗像)】

- ・ 資料 6 は、自治体を選定する際の資料である。
- ・ 実証対象技術の選定は、第 1 回目の技術実証委員会で行われる。選定の観点は、実証試験要領の表 4 に記載されている。この観点の一つに、「商業化段階にある技術か」というものがある。本事業としては、このような技術が主な対象になる、と考えている。
- ・ ただし、販売実績があることを必須条件としているわけではない。

【上嶋検討員】

- ・ 自治体は、実証リスクが小さい技術の実証を希望するだろう。そう考えると、導入実績を多数有し、リスクが小さいことを示す必要があるだろう。

【事務局（宗像）】

- ・ 過去の実績や保有している知的財産権の状況については、実証申請書で記入を頂くようにお願いしている。

【西村副座長】

- ・ 実証試験要領中に技術選定の方針・基準が示されており、技術実証委員会で具体的な検討を行いながら、選定を行うということだろう。

（５）今後の検討スケジュールについて

- ・ 事務局より資料８に基づき説明が行われた。
- ・ その後、本日の議論について、再び各検討員に意見が求められた。

【西村副座長】

- ・ 提言１については、本技術分野においては非常に重要な内容なので、なるべく尊重して頂きたい。

【上嶋検討員】

- ・ ２月に実証機関の公募を行うとなると、この段階で実際に使用できる海域を用意できた自治体しか、応募できないだろう。
- ・ 一つの実証海域で、複数技術の実証を行うことは可能なのか。

【事務局（宗像）】

- ・ 可能である。例えば、一つの海域を３区画に区切って３技術の実証を行うような場合と、一つの海域において複数の技術を組み合わせる一つの技術と見なし、実証する場合の２パターンが考えられる。本事業では、いずれのケースも対応可能である。
- ・ ただし後者については、十分な注意が必要である。実証試験結果報告書に掲載された内容が、果たしてどこからどこまでを一つの技術と見なしているのかを、明確にする必要があるのだ。
- ・ 複数の技術を組み合わせる場合は、代表申請者を１社に絞るようにして頂いている。複合された技術全体で実証されたことになれば、要素技術の単位でロゴマークを使用することはできなくなる。

【上嶋検討員】

- ・ 複数の技術を上手に組み合わせて実証すれば、費用も安上がりになるだろう。海域全体のモニタリングも効率化される。
- ・ また機能の異なる技術を複数組み合わせることは、効果の面からも興味深い。複数技術の実証を行うかどうかは自治体の判断に委ねたいところである。

【事務局（宗像）】

- ・ 複数技術の実証を行うかどうかは、実証機関のキャパシティーおよび予算次第である。効率化を望めるのであれば、複数技術の実証も行ってもらいたいところである。

【上嶋検討員】

- ・ 環境省事業というシンボルに関心を寄せる技術開発者も多いだろう。本事業でも一つの技術だけを実証するのではなく、複数技術の実証をまとめて行えば、注目度が高くなり、この事業の認識度も向上するだろう。

【事務局（宗像）】

- ・ 本事業のブランド向上策についても今後検討していかなければいけないことだと考えている。資料５の提言にも含めるようにしていきたい。

【松田検討員】

- ・ 資料５における提言１および２については、環境技術実証モデル事業の枠内での提言と言えるだろうが、提言３については事業枠外にも言及する内容になっているのではないだろうか。この文面ではわかりにくいので、実証終了後についても適宜支援を行っていく旨のことがわかるように修正したほうが良いだろう。また、本技術分野の枠内にとどまらない提言とするならば、実際に役に立つ水環境保全技術全般に関する提言であっても良いだろう。

【上嶋検討員】

- ・ この事業が発展していくと、今後どのような連携があるのかよくわからない。環境省内部での他事業、また他省庁事業との関連について今後整理していく必要があるだろう。このような整理を行うことで、より大きな事業に発展することができるだろう。

【中嶋検討員】

- ・ 実証試験がうまくいかなかった場合、ロゴマークは発行されないのか。

【事務局（浅見補佐）】

- ・ 実証試験結果の内容にかかわらず、実証試験結果は公表され、ロゴマークは交付されるようになっている。この点、メーカーには誤解のないようによく周知して頂きたい。

【西村副座長】

- ・ 事務局においては、本日の検討結果を踏まえ、適宜、資料を修正して頂くと共に、岡田座長への最終確認を取って頂きたい。

（６）その他

- ・ 事務局より、本日の会合資料が速やかに環境省ホームページに掲載されること、また事務局において議事要旨を作成し、掲載することについて説明された。

（了）